

【 手術 】

665 腰部脊柱管狭窄症に対する脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「23」 腰椎椎弓形成術の算定について

《令和7年8月29日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い（変更前）

腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6」
椎弓形成の算定は、症状詳記等により必要性及び術式が確認された場合に限り、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

腰部脊柱管狭窄症に対する基本的術式は、椎弓切除術である。

症状詳記等により形成術の必要性及び脊柱後方要素（椎弓、椎間関節、棘突起）の再建等の術式が確認された場合は「椎弓形成」と判断する。

以上のことから、腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6」椎弓形成の算定は、症状詳記等により必要性及び術式が確認された場合に限り、原則として認められると判断した。

○ 取扱い（変更後）

腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「23」
腰椎椎弓形成術の算定は、症状詳記等により必要性及び術式が確認された場合に限り、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

腰部脊柱管狭窄症に対する基本的術式は、椎弓切除術である。

症状詳記等により形成術の必要性及び脊柱後方要素（椎弓、椎間関節、棘突起）の再建等の術式が確認された場合は「椎弓形成」と判断する。

以上のことから、腰部脊柱管狭窄症に対するK142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「23」腰椎椎弓形成術の算定は、症状詳記等により必要性及び術式が確認された場合に限り、原則として認められると判断した。